

令和元年刑（う）第2057号

（原審 令和元年9月19日判決（平成28年刑（わ）第374号業務上過失致死傷被告事件））

被告人 勝俣恒久、武黒一郎、武藤栄

上申書

（年内に弁論再開を求める）

2022年（令和4年）10月7日

東京高等裁判所 第10刑事部 御中

被害者参加代理人弁護士 河 合 弘 之

同 海 渡 雄 一

同 甫 守 一 樹

同 大 河 陽 子

- 1 貴裁判所においては、指定弁護士から事実取り調べ請求のあった、本年7月13日に東京地方裁判所商事部において言い渡された東電株主代表訴訟の一審判決（東京地方裁判所平成24年（ワ）第6274号損害賠償請求事件、同第20524号共同訴訟参加事件、同第30356号共同訴訟参加事件、平成25年（ワ）第29835号共同訴訟参加事件）（以下「東電株代判決」という。）の取調べの要否、弁論再開の要否について検討中であると思われま

す。東電株代判決は、主要な争点（被告人勝俣、同武黒、同武藤の取締役としての

善管注意義務違反の有無、その前提としての予見可能性の有無、「長期評価」の信頼性、本件事故の回避可能性など）が本件刑事事件と共通し、ほぼ同じ証拠（証拠の対応は2022年（令和4年）7月28日付続行期日の指定を求める上申書（東電株主代表訴訟判決の証拠採用・取調べのため続行期日の指定を求める）の添付資料1 書証番号対照表（刑事裁判の証拠と株主代表訴訟の甲号証の証拠番号の対照表）を参照されたい。）を用いて判断されたものです。東電株代判決の事実認定は、本件刑事事件の一審判決とは全く比べものにならないほど優れて公平公正で、精緻であり、論理的なものです。本件刑事事件の一審判決の誤りを正すために、争点及び証拠をほぼ同じくする東電株代判決を証拠として取り調べることが不可欠です。

2 また、推本の長期評価の信頼性については、長期評価部会長をされていた島崎邦彦氏（東京大学地震研究所教授）と気象庁から出向して推本の事務方を務めていた前田憲二氏、さらに歴史地震の大家である都司嘉宣氏らが証言しており、十分認定できるところですが、株代訴訟で証言された濱田信生証人は、気象庁から推本の委員となった地震学の専門家です。そして、推本は地震津波科学の到達点であり、日本のトップレベルの地震学者がコンセンサスでまとめた意見なのだから、国と東電には科学を尊重してほしかったという新証言を行いました。濱田氏は、また、世界的な地震学の権威である金森博雄・元米国地震学会会長が2004年のスマトラ沖地震の後に、福島沖でスマトラ地震に匹敵するような地震や津波地震が発生する可能性はあると講演していることを紹介しています。

3 また、岡村行信証人は、産業技術総合研究所に所属する、地震学の専門家の証言も重要です。推本の長期評価と並行して、貞観の津波についても、津波堆積物調査が進みました。保安院における耐震バックチェックでも審査委員を務めていた産業技術総合研究所（産総研）の研究者である岡村氏は、バックチェック審査でも、津波の堆積物の調査で大津波が来たことがはっきりしているんだから、中間報告書に貞観地震による大津波を踏まえるようにと指摘していた方です。しか

し、それにとどまらず、自分のところに訪ねてきた東電担当者の酒井氏に「これ以上調査するのは無駄、早く対策をした方がよい」と述べたという極めて重要な証言をしています。刑事裁判の一審判決は、東電の方針に対して国や専門家から異論がなかったことを被告人らの責任を否定する根拠としていました。岡村氏の証言は、このような一審判決に根拠のないことを明確にするものです。濱田氏と岡村氏の証人尋問調書の証拠採用を求めます。

- 4 また、被告人らの任務懈怠があったことをより確信をもって判断をいただくために、東電株主代表訴訟において3名の裁判官らがそれぞれ厳しく尋問をした、本件刑事事件の被告人3人の本人尋問調書、さらに清水被告の本人尋問調書を証拠採用することを求めます。
- 5 さらに、結果回避可能性があったことをより確信をもって判断をいただくために、元東芝所属で福島第一原発の設計技術者であった、渡辺敦雄氏、後藤政志氏の証人尋問調書と調書に引用された関連書証、尋問後に提出された両名作成の回答書（甲961「東電株主代表訴訟 原告弁護団への回答」）、東京地裁民事8部裁判所が令和3年（2021年）10月に実施した現地進行協議についての原告代理人が作成した報告書（甲1019 写真撮影は東電社員が行い、東京電力と被告らのチェックを受けたものである）を証拠採用することを求めます。
- 6 本件刑事事件の判決言い渡し期日は来年1月18日（水）と指定されていることから、貴裁判所において東電株代判決をはじめとする上記複数の証拠を詳細に検討いただくために、本年中に弁論を再開して、東電株代判決等を証拠として採用し、指定弁護士による詳細な要旨告知、これにもとづく弁論を実施することを求めるものです。

本件刑事事件は、福島第一原発事故の刑事責任を問う唯一の裁判です。福島第一原発事故は、双葉病院の入院患者らの避難を困難にし、死に至らしめただけでなく、多くの人々の自宅を奪い、仕事を奪い、家族や友人と離れ離れにし、地域のつながりも断ち切りました。これらによる精神的苦痛は計り知れず、多くの住

民が自ら命を絶っています。原発事故から11年が経過した今でも、避難者数は復興庁が把握しているだけでも約3万2000人であり（本年8月1日時点。添付資料1）、人の住めない地域（帰還困難区域¹）は7市町村に広がり（添付資料2）、国土は失われたままです。

これほどの未曾有の事故の責任について、争点や証拠を共通する東電株代判決や証人尋問調書など本件刑事事件の争点の判断に不可欠な証拠が次々に出てきていることから、これらを存分に活用いただき、東電株代判決に勝るとも劣らない名判決を出していただきたいと切望します。

そのためには、くれぐれも積極果敢な訴訟進行を進め、年内に弁論を再開いただき、入念な証拠調べをし、判決に活かしていただくよう求めるものです。

添付資料

- 1 復興庁 令和4年9月9日付「全国の避難者数」（写し） 1部
- 2 福島県 令和4年8月30日時点「避難指示区域の概念図」（写し） 1部

以上

¹ 帰還困難区域とは、放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施し、避難を求めている区域。（福島県ホームページ「避難指示区域の状況」）



令和4年9月9日
復興庁

全国の避難者数

各地方公共団体の協力を得て、東日本大震災による避難者の所在都道府県別・所在施設別の数（令和4年8月1日現在）を把握しましたので、以下の通り公表します。

- ① 全国の避難者数は、約3.2万人
- ② 全国47都道府県、878の市区町村に所在

別紙1：所在都道府県別の避難者数【概要】

別紙2：所在都道府県別の避難者数【一覧】

本件連絡先：復興庁 被災者支援班

藤田・濱田

TEL：03-6328-0271

所在都道府県別の避難者数(令和4年8月1日現在) 【概要】
 (下段のカッコ書きは、前回(令和4年4月8日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

| 所 在 都道府県 | 施設別 | | | 計 | (前回 との差) | 所 在 市区町村数 | |
|-------------|----------------------------------|---------------------|---------------|--------|-------------|---------------|------------|
| | A 応急仮設住宅等 及びそれ以外の 賃貸住宅等 | B 親族・ 知人宅等 | C 病院等 | | | | |
| 北海道 | 547 | 312 | 7 | 866 | (- 235) | 46 | |
| 東 北 | 岩手県 | 0 | 316 | 1 | 317 | (- 454) | (※1) 20 |
| | 宮城県 | 12 | 1,145 | 7 | 1,164 | (- 79) | (※1) 25 |
| | 福島県 | 706 | (※2) 5,775 | — | 6,481 | (- 142) | (※1) 24 |
| | 上記三県 以外の県 | 1,933 | 1,857 | 15 | 3,805 | (- 163) | 76 |
| | 合 計 | 2,651 | 9,093 | 23 | 11,767 | (- 838) | 145 |
| 関 東 | 5,280 | 8,614 | 104 | 13,998 | (- 1,265) | 328 | |
| 東海・北陸 | 928 | 331 | 4 | 1,263 | (- 20) | 91 | |
| 近 畿 | 882 | 801 | 2 | 1,685 | (- 94) | 92 | |
| 中 国 | 736 | 563 | 4 | 1,303 | (- 91) | 44 | |
| 四 国 | 72 | 59 | 0 | 131 | (- 19) | 24 | |
| 九州・沖縄 | 861 | 392 | 3 | 1,256 | (- 279) | 108 | |
| 合 計 | 11,957 (- 1,018) | 20,165 (- 1,813) | 147 (- 10) | 32,269 | (- 2,841) | 878 (- 27) | |

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から22,727人、宮城県から1,405人、岩手県から649人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

所在都道府県別の避難者数(令和4年8月1日現在) 【一覧】
 (下段のカッコ書きは、前回(令和4年4月8日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

| 所在 都道府県 | 施設別 | | | 計 | 所在 市区町村数 |
|------------|----------------------------------|-----------------------|--------------|------------------|------------------|
| | A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等 | B 親族・ 知人宅等 | C 病院等 | | |
| 1 北海道 | 547 (- 177) | 312 (- 58) | 7 (0) | 866 (- 235) | 46 (- 4) |
| 2 青森県 | 20 (- 6) | 115 (- 31) | 1 (0) | 136 (- 37) | 11 (- 2) |
| 3 岩手県 | 0 (0) | 316 (- 452) | 1 (- 2) | 317 (- 454) | (※1) 20 (- 3) |
| 4 宮城県 | 12 (- 1) | 1,145 (- 77) | 7 (- 1) | 1,164 (- 79) | (※1) 25 (- 1) |
| 5 秋田県 | 158 (- 6) | 229 (- 18) | 0 (0) | 387 (- 24) | 17 (0) |
| 6 山形県 | 638 (- 29) | 688 (- 9) | 9 (0) | 1,335 (- 38) | 25 (- 1) |
| 7 福島県 | 706 (- 37) | (※2) 5,775 (- 105) | — | 6,481 (- 142) | (※1) 24 (0) |
| 8 茨城県 | 1,034 (- 34) | 1,520 (- 21) | 35 (+ 3) | 2,589 (- 52) | 39 (0) |
| 9 栃木県 | 363 (- 43) | 791 (- 32) | 6 (0) | 1,160 (- 75) | 20 (- 1) |
| 10 群馬県 | 189 (- 2) | 335 (0) | 7 (- 1) | 531 (- 3) | 23 (0) |
| 11 埼玉県 | 781 (- 67) | 1,714 (- 51) | 21 (- 1) | 2,516 (- 119) | 56 (0) |
| 12 千葉県 | 573 (- 41) | 972 (- 117) | 6 (- 1) | 1,551 (- 159) | 42 (+ 1) |
| 13 東京都 | 1,464 (- 21) | 1,568 (+ 15) | 20 (- 10) | 3,052 (- 16) | 51 (0) |
| 14 神奈川県 | 44 (- 2) | 1,240 (- 622) | 8 (0) | 1,292 (- 624) | 22 (- 2) |
| 15 新潟県 | 1,117 (- 49) | 825 (- 15) | 5 (0) | 1,947 (- 64) | 23 (0) |
| 16 富山県 | 36 (- 1) | 74 (- 4) | 0 (0) | 110 (- 5) | 6 (0) |

| 所 在 都道府県 | 施設別 | | | 計 | 所 在 市区町村数 |
|-------------|----------------------------------|------------------|------------|----------------|--------------|
| | A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等 | B 親族・ 知人宅等 | C 病院等 | | |
| 17 石川県 | 59 (0) | 32 (0) | 1 (0) | 92 (0) | 9 (0) |
| 18 福井県 | 53 (+ 1) | 18 (0) | 0 (0) | 71 (+ 1) | 8 (0) |
| 19 山梨県 | 291 (- 31) | 125 (- 10) | 0 (0) | 416 (- 41) | 15 (- 2) |
| 20 長野県 | 326 (- 20) | 194 (- 14) | 1 (0) | 521 (- 34) | 31 (- 1) |
| 21 岐阜県 | 59 (- 1) | 103 (- 1) | 0 (0) | 162 (- 2) | 20 (0) |
| 22 静岡県 | 215 (- 83) | 155 (- 59) | 0 (0) | 370 (- 142) | 29 (- 1) |
| 23 愛知県 | 715 (- 12) | 79 (- 1) | 3 (+ 3) | 797 (- 10) | 41 (0) |
| 24 三重県 | 59 (- 11) | 43 (+ 8) | 0 (0) | 102 (- 3) | 15 (0) |
| 25 滋賀県 | 61 (0) | 74 (0) | 0 (0) | 135 (0) | 12 (0) |
| 26 京都府 | 70 (- 15) | 188 (- 28) | 0 (0) | 258 (- 43) | 14 (0) |
| 27 大阪府 | 296 (- 5) | 241 (- 13) | 2 (0) | 539 (- 18) | 21 (0) |
| 28 兵庫県 | 344 (- 8) | 260 (- 1) | 0 (0) | 604 (- 9) | 21 (0) |
| 29 奈良県 | 40 (- 15) | 13 (- 5) | 0 (0) | 53 (- 20) | 10 (0) |
| 30 和歌山県 | 18 (- 4) | 7 (- 1) | 0 (0) | 25 (- 5) | 6 (0) |
| 31 鳥取県 | 36 (- 4) | 23 (- 1) | 0 (0) | 59 (- 5) | 3 (0) |
| 32 島根県 | 32 (- 1) | 11 (0) | 3 (0) | 46 (- 1) | 7 (0) |
| 33 岡山県 | 536 (- 42) | 310 (- 22) | 0 (0) | 846 (- 64) | 16 (- 1) |

| 所 在 都道府県 | 施設別 | | | 計 | 所 在 市区町村数 |
|-------------|----------------------------------|---------------------|---------------|---------------------|---------------|
| | A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等 | B 親族・ 知人宅等 | C 病院等 | | |
| 34 広島県 | 96 (- 20) | 208 (+ 10) | 1 (0) | 305 (- 10) | 11 (- 1) |
| 35 山口県 | 36 (- 9) | 11 (- 2) | 0 (0) | 47 (- 11) | 7 (- 1) |
| 36 徳島県 | 11 (- 2) | 10 (0) | 0 (0) | 21 (- 2) | 7 (- 1) |
| 37 香川県 | 35 (- 7) | 5 (- 1) | 0 (0) | 40 (- 8) | 6 (0) |
| 38 愛媛県 | 20 (- 7) | 9 (0) | 0 (0) | 29 (- 7) | 4 (- 1) |
| 39 高知県 | 6 (0) | 35 (- 2) | 0 (0) | 41 (- 2) | 7 (0) |
| 40 福岡県 | 284 (- 157) | 95 (- 56) | 0 (0) | 379 (- 213) | 31 (- 3) |
| 41 佐賀県 | 60 (- 10) | 17 (- 2) | 0 (0) | 77 (- 12) | 8 (- 1) |
| 42 長崎県 | 26 (- 4) | 14 (- 3) | 0 (0) | 40 (- 7) | 5 (0) |
| 43 熊本県 | 131 (- 2) | 73 (0) | 2 (0) | 206 (- 2) | 11 (0) |
| 44 大分県 | 72 (- 1) | 6 (+ 1) | 1 (0) | 79 (0) | 11 (0) |
| 45 宮崎県 | 94 (- 17) | 125 (- 8) | 0 (0) | 219 (- 25) | 11 (+ 1) |
| 46 鹿児島県 | 54 (0) | 34 (- 7) | 0 (0) | 88 (- 7) | 11 (0) |
| 47 沖縄県 | 140 (- 15) | 28 (+ 2) | 0 (0) | 168 (- 13) | 20 (- 2) |
| 合 計 | 11,957 (- 1,018) | 20,165 (- 1,813) | 147 (- 10) | 32,269 (- 2,841) | 878 (- 27) |

- (※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。
(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

- (注1) 自県外への避難者数は、福島県から22,727人、宮城県から1,405人、岩手県から649人となっている。
(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

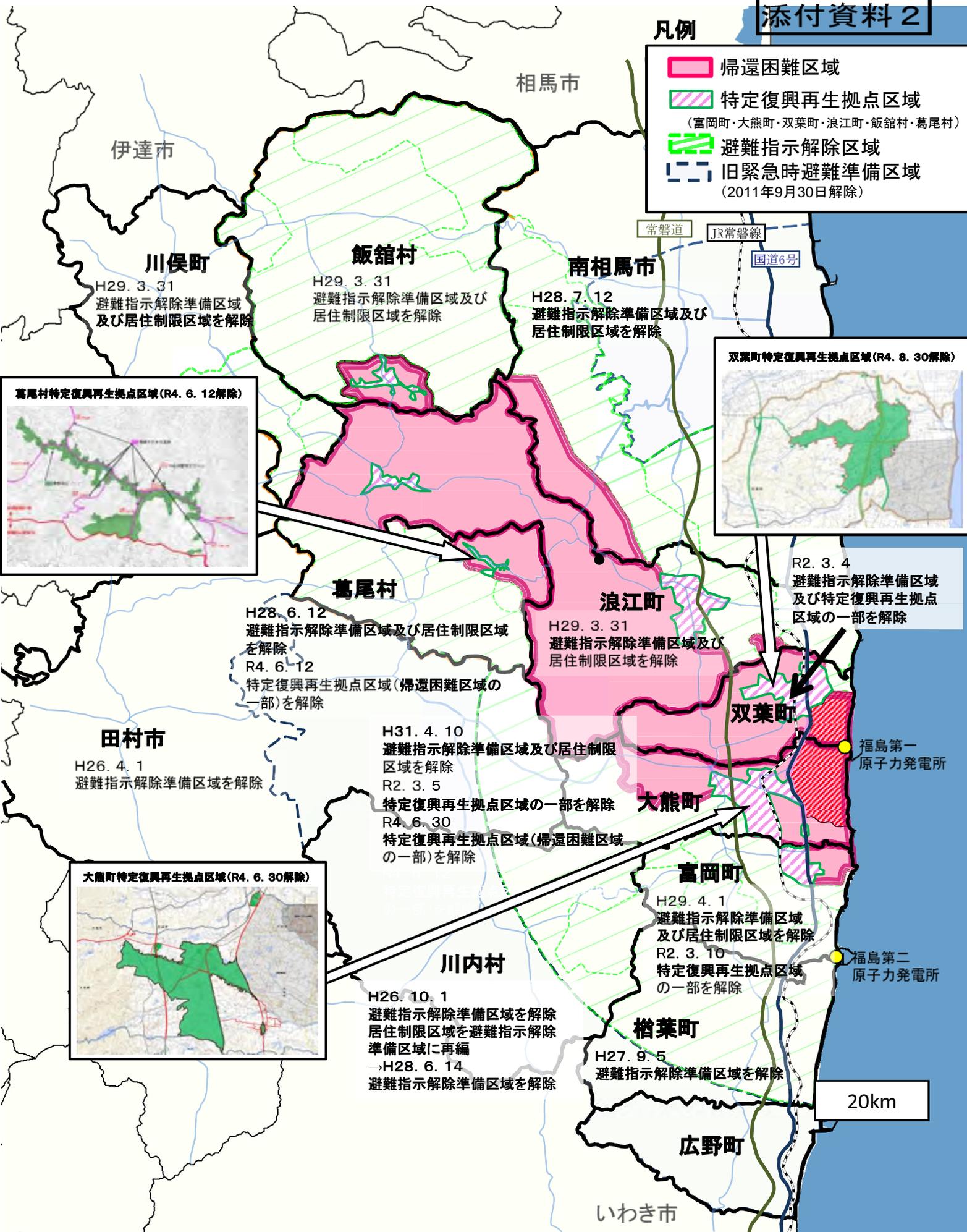
避難指示区域の概念図

令和4年8月30日時点 双葉町特定復興再生拠点区域の避難指示解除後

添付資料 2

凡例

- 帰還困難区域
- 特定復興再生拠点区域
(富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・飯館村・葛尾村)
- 避難指示解除区域
- 旧緊急時避難準備区域
(2011年9月30日解除)



川俣町

H29. 3. 31
避難指示解除準備区域
及び居住制限区域を解除

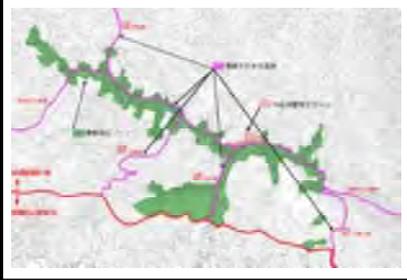
飯館村

H29. 3. 31
避難指示解除準備区域及び
居住制限区域を解除

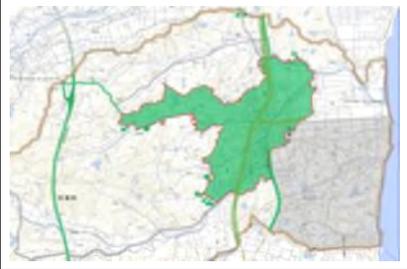
南相馬市

H28. 7. 12
避難指示解除準備区域及び
居住制限区域を解除

葛尾村特定復興再生拠点区域(R4. 6. 12解除)



双葉町特定復興再生拠点区域(R4. 8. 30解除)



葛尾村

H28. 6. 12
避難指示解除準備区域及び居住制限区域
を解除
R4. 6. 12
特定復興再生拠点区域(帰還困難区域の
一部)を解除

浪江町

H29. 3. 31
避難指示解除準備区域及び
居住制限区域を解除

R2. 3. 4
避難指示解除準備区域
及び特定復興再生拠点
区域の一部を解除

双葉町

田村市

H26. 4. 1
避難指示解除準備区域を解除

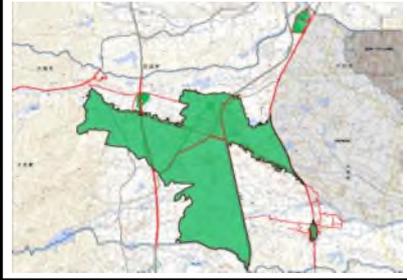
H31. 4. 10
避難指示解除準備区域及び居住制限
区域を解除
R2. 3. 5
特定復興再生拠点区域の一部を解除
R4. 6. 30
特定復興再生拠点区域(帰還困難区域
の一部)を解除

大熊町

福島第一
原子力発電所

福島第二
原子力発電所

大熊町特定復興再生拠点区域(R4. 6. 30解除)



川内村

H26. 10. 1
避難指示解除準備区域を解除
居住制限区域を避難指示解除
準備区域に再編
→H28. 6. 14
避難指示解除準備区域を解除

富岡町

H29. 4. 1
避難指示解除準備区域
及び居住制限区域を解除
R2. 3. 10
特定復興再生拠点区域
の一部を解除

楡葉町

H27. 9. 5
避難指示解除準備区域を解除

20km

広野町

いわき市